

入札説明書

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人経済産業研究所の調達契約に係る入札公告（平成28年1月15日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び独立行政法人経済産業研究所入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

業務用ソフトウェア(Microsoft Office 2016等)の調達

(2) 仕様及び調達数量

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成28年3月15日

(4) 納入場所

独立行政法人経済産業研究所総務グループ 情報システム担当

(5) 入札方法

①入札書は日本語で記載すること。

②入札書は経済産業研究所の書式(様式-1)によること。

③記載項目は次のとおり

(a) 入札金額は、一切の諸経費を含む総価とする。

(b) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成25年・26年・27年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(2) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(3) 事前資格審査において合格したものであること。

(4) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者を調達に参加させることはできない。

(5) 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実のあった後2年間入札に参加させない。

A) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者。

B) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得

るために連合した者。

- C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- D) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
- E) 正当な理由なしに契約を履行しなかった者。
- F) 上記内容に該当する事実があった後2年を経過しない者を履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者。
- G) 上記内容に該当する者を入札代理人として使用する者。

3. 事前資格審査

入札前に事前資格審査を実施する。入札者に求められる資格を満たしていないと判断された者にはその旨の通達を行う。入札は資格審査を通過した者だけで実施する。

(1) 事前審査提出書類（下記のAからDを封筒に入れ、社名を記載し、封をして提出）

- A) 最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し
- B) 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し。
- C) 機能証明書（「機能証明書作成要領」に従い作成すること。）
- D) 誓約書（様式-2）

(2) 提出期限

持参の場合：平成28年2月8日（月）15：00まで

郵送の場合：平成28年2月8日（月）15：00必着

(3) 提出場所

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省別館11階

独立行政法人経済産業研究所 総務グループ情報システム担当 鎌田

電話：03-3501-8397

(4) 資格審査結果の連絡

平成28年2月12日（金）17:00までに通知を行う。

4. 入札説明会

省略

5. 入札及び開札の日時及び場所

平成28年2月17日（水）15:00～

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 経済産業省別館11階

独立行政法人経済産業研究所 1119号室

開札は入札終了後、直ちに行う。

入札及び開札に際し、代理人が立ち会う場合は委任状（様式-3）を提出すること。

競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消をすることはできない。

郵送及びメール等の送付による入札は不可。

6. 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人が立ち会うものとする。

7. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

経済産業研究所の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

9. 入札保証金及び契約保証金

全額免除。

10. 契約書作成の要否

要。

11. 支払いの条件

別紙契約書（案）による。

12. 契約書手続きにおいて使用する言語

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 留意事項

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

14. その他

競争参加者は提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

以上

【入館についてのお願い】

経済産業省庁舎入館手続きに時間を要するため、所定時間に 15 分程度の余裕を持って来所して下さい。

調達仕様書

1. 件名

業務用ソフトウェア(Microsoft Office 2016 等)の調達

2. 概要

経済産業研究所内クライアント PC にインストールしている Microsoft Office2010 および Access2010 につき、最新バージョンである 2016 を購入する。

3. 契約形態

売買契約とする。

4. 調達物品の内訳及び数量

(1)MICROSOFT OFFICE STANDARD 2016 for Windows

ア. 180 ライセンスを用意すること

イ. ライセンスは、ガバメントオープンライセンス（レベル A）とすること

(2)MICROSOFT ACCESS 2016 for Windows

ア. 20 ライセンスを用意すること

イ. ライセンスは、より安価になる形態を選択すること

5. 納入期限

平成 28 年 3 月 15 日

6. 納品物

ライセンス証書

7. 納入場所

東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1 経済産業省別館 11 階

独立行政法人経済産業研究所

8. その他

本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、随時担当者の指示を仰ぐこと。

機能証明書作成要領

「業務用ソフトウェア(Microsoft Office 2016 等)の調達」の入札に参加する者は、本要領に基づき機能証明書を作成し提出すること。

1. 明記する項目

- (1) 当該品の品名
- (2) 当該品の製造業者名
- (3) 当該品の仕様・性能
- (4) 調達仕様書に記載した仕様との適合
調達仕様書に記載の仕様との対比表形式にて記載すること。
- (5) 納入方法
梱包方法等について明記する。
- (6) 責任の所在
要求仕様書に記載した事項について、落札者が責任をもって対応する旨の記載を行うこと。

2. 様式

機能証明書の様式は、A4たて版で横書き、日本語で作成することとし、この要領に定める以外は任意とする。また、機能証明書の表紙は別添によることとする。

3. 添付書類

提案ソフトウェアの仕様、諸元を裏付ける書面（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料等）を添付すること。

4. 機能証明書の提出方法

機能証明書は、機能証明書、添付資料等の順序で綴り、次の通り提出すること。

- (1) 提出部数：書面2部（正1、副1）
- (2) 提出場所：独立行政法人経済産業研究所 総務グループ情報システム担当
- (3) 提出期限：平成28年2月8日（月）15:00 必着
- (4) 提出方法：郵送または提出場所に持参

経 済 産 業 研 究 所 入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 経済産業研究所（以下「当研究所」という）の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2. 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3. 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金の納付は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書類を直接に提出しなければならない。
(注) 郵便入札は、本調達では適用せず。

(入札書類の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表示し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札に当たっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を当研究所担当者等に提出しなければならない。

2. 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(入札者等の制限)

第7条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2. 入札者は、次の各号の一に該当すると認められた者で、その事実があった後2年を経過しないものを入札代理人とすることができない。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

- ② 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ③ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ④ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ⑤ 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑥ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦ 競争に参加するための手続き又は契約の履行に関する手続きに際し、虚偽の申告をした者。
- ⑧ ①から⑦までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(郵便入札) (注) 本調達では適用せず。

第 7 条 郵便入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒に入札書在中の旨朱書きし、仕様書等を添付することとされた入札又は調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、入札書とは別に当該関係書類を入札担当者等あての書留で郵送しなければならない。

(条件付きの入札)

第 8 条 全省庁統一の一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第 9 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第 10 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした

者の入札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が当研究所の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書受領期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第 11 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第 12 条 当研究所が作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（再度入札）

第 13 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

（同価格の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定）

第 14 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2. 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 15 条 落札者は、当研究所から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない）に当研究所に提出しなければならない。ただし、当研究所が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2. 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第 16 条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第 17 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

売 買 契 約 書

1 件 名	業務用ソフトウェア (Microsoft Office 2016等) の調達
2 物品名及び数量	別添内訳書のとおり
3 仕 様	別添内訳書のとおり
4 契 約 金 額	金 円 (うち消費税額等 円)
5 納 入 期 限	平成28年3月15日
6 納 入 場 所	独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人経済産業研究所 理事長 中島厚志 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは
頭書の物品の売買契約を次の条項により締結する。

(適用)

第1条 この契約条項は、「業務用ソフトウェア (Microsoft Office 2016等) の調達」一式
(以下「物件」という。) の売買契約に適用するものとし、各当事者は信義に従って、こ
の契約条項及び別紙仕様書に基づき、これを履行しなければならない。

(契約金額)

第2条 前条に係る契約金額は、金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額
円) とする。ただし、物件の購入代金とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地
方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

(納入期限及び納入場所)

第3条 物件の納入期限は、平成28年3月15日とする。

2 前項の物件の納入場所は、独立行政法人経済産業研究所 (東京都千代田区霞ヶ関1-
3-1 経済産業省別館11階) とする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(契約事項の移転の制限)

第5条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に定める事項を第三者に移転してはなら
ない。

(納入完了の通知)

第6条 乙は、物件の納入を終了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければなら
ない。

(納入完了の検査時期)

第7条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその納入物件の検査をした上で引
き渡しを受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第8条 前条の引き渡しを終了した日をもって、所有権移転の時期とする。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、検査のうえ物件の引き渡し完了した後も瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期日を定めてその瑕疵を補修させることができる。

2 前項によって、甲が瑕疵を補修させることができる期間は、第7条による物件の引き渡しを終了した日から1カ年とする。

3 乙が、第1項による甲の定めた期日までに瑕疵を補修しないときは、甲は乙の負担において第三者にこれをさせることができるものとする。

(対価の支払時期)

第10条 甲は、第7条による物件の引き渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、当該請求書を受領した日の属する月の翌月までに対価を支払うものとする。

(対価の支払についての遅延利息)

第11条 甲が、前条の時期までに対価を支払わない場合には、その遅延期間における当該未払金額にたいして、財務大臣が決定する率によって、遅延利息を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで納入期日までに物件の納入を終了しないときは、甲は違約金として延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を徴収することができる。

(延滞金)

第13条 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで納入期日までに物件の納入を終了しないときは、甲は延滞金として延引日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 甲が、この契約に従った履行を受けない場合は、第9条の瑕疵の補修、第12条の違約金の徴収又は第15条の契約の解除のほか、なお、損害賠償の請求をすることができる。

2 前項によって、甲が乙に対して損害賠償の請求をすることができる期間は、第6条に定める通知のあった日から1カ年とする。

(契約の変更)

第15条 甲又は乙は、この契約の締結後、著しい経済情勢の変動、天災地変、公租公課の改定、その他の事情の変化により、この契約の条項によることが著しく不合理であると認められる場合は、契約の内容の変更を申し入れることができるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部または一部を解除する

ことができる。

- (1) 乙が本契約に違反した場合。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、請負人が本契約条項に違反したとき。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存在する。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号
経済産業省別館11階
独立行政法人経済産業研究所
理事長 中島 厚志

乙

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することがで

きる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。